

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により田原本町から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十六年一月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）スーパーセンターオークワ田原本店

所在地 磯城郡田原本町十六面五二一―一ほか四四筆

二 田原本町から聴取した意見の概要

1 田原本町開発事業等に関する指導要綱及び事前協議の内容を厳守すること。

なお、計画に変更が生じた場合は、改めて協議を行うこと。

2 計画地で建築物の建築等の行為を行う場合は、都市計画法第五十八条の二第一項の規定により、地区計画の届出が必要なため、事前に田原本町まちづくり推進室と協議すること。

3 店舗施設への車両の進入方法については、奈良県警察本部交通規制課及び田原本警察署並びに各道路管理者と十分な協議を行うこと。

4 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令及び田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等関係例規を遵守し、適正な処理を行うとともに廃棄物の減量化に努めること。

5 大規模小売店舗立地法を遵守すること。

6 町商工会と連絡を密にして出店すること。

7 地域振興のため、地元主催の行事等に協力すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

平成二十六年一月十四日から同年二月十四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで